

## 選挙運動用ポスター 公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象	公費負担の限度額
ポスター作成経費	<p>作成単価(次の単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数)を乗じた金額</p> <p>ポスター掲示場数(H29衆議院議員総選挙の94箇所とした場合)</p> $\text{単価} = \frac{310,500\text{円} + 525\text{円}06\text{銭} \times 94}{94} = 3,829\text{円}$ <p>・1円未満の端数は切り上げて1円とする。</p>